

官報

号外

昭和二十八年六月三十日

○第十六回 参議院會議録第十六号

昭和二十八年六月三十日(火曜日)午前
十時三十一分開議

議事日程 第十五号

昭和二十八年六月三十日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件

(第三日)

第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(河井彌八君) 議長の報告は朗読を省略いたします。

昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 文部委員 高田なほ子君
- 厚生委員 湯山 勇君
- 運輸委員 重盛 壽治君
- 郵政委員 三木 治朗君
- 労働委員 吉田 法晴君
- 建設委員 田中 一君

昭和二十八年六月三十日 参議院會議録第十六号 議長の報告

予算委員 岩沢 忠彦君

同 杉原 荒太君

決算委員 平林 太一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文部委員 湯山 勇君

厚生委員 高田なほ子君

運輸委員 吉田 法晴君

郵政委員 田中 一君

労働委員 重盛 壽治君

建設委員 三木 治朗君

予算委員 石井 桂君

同 平林 太一君

決算委員 杉原 荒太君

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 小林 武治君(井野碩哉君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案

水産委員会に付託

皇室経済法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

相互銀行法の一部を改正する法律案

信用保証協合法案

大蔵委員会に付託

義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案

青年学級振興法案

文部委員会に付託

社会保険審査官及び社会保険審査会法案

厚生委員会に付託

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

通商産業委員会に付託

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

農林漁業組合連合会整備促進法案

農林委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

昭和二十八年の凍霜害に伴う営農資金の融通に関する特別措置法案

(平野力三君外四十五名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を労働委員会に付託した。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を労働委員会に付託した。

め送付された左の議案を労働委員会に付託した。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君外六名提出)

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君外六名提出)

同日議長は、左の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

中央機関施設整備促進法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

理容師美容師法の一部を改正する法律案

去る二十六日電気通信委員長から提出した公聴会開会承認要求に対し、議長は昨二十九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 公衆電気通信法案(予備審査)

有線電気通信法案(予備審査)

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案(予備審査)

一、公聴会の問題 公衆電気通信法案、有線電気通信法案及び有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案について

一、公職会の月日 七月九日
右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条第二項により要求する。

昭和二十八年六月二十六日
電氣通信委員長 左藤 義詮
参議院議長河井彌八郎

昨二十九日衆議院議長から左の法律の公布を要上しむ旨の通知書を受領した。
理容師美容師法の一部を改正する法律案

同日本院は、参議院議員石黒忠篤君が国際連合食糧農業機関アジア極東地域會議日本政府代表に就くことができると議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、漁港審議会委員に飯島茂君、和田鶴一君及び早稲田要衛君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日本院は、日本国有鉄道監理委員会委員に村田省蔵君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員に平山孝君、佐藤博夫君、永野重雄君、岡桂三君、湯河元威君、小林中君、島田孝一君及び山崎匡輔君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日本院は、首都建設委員会委員に次田大三郎を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、国会は参議院議員石黒忠篤君が国際連合食糧農業機関アジア極東地域會議日本政府代表に就くことができると議決したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、内閣院は漁港審議会委員に飯島茂君、和田鶴一君及び早稲田要衛君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、内閣院は日本国有鉄道監理委員会委員に村田省蔵君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、内閣院は鉄道建設審議会委員に平山孝君、佐藤博夫君、永野重雄君、岡桂三君、湯河元威君、小林中君、島田孝一君及び山崎匡輔君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、内閣院は首都建設委員会委員に次田大三郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

去る二十五日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

経済審議庁審議官 今井田研二郎君
昨二十九日内閣総理大臣から、経済審議庁審議官今井田研二郎君を第十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(河井彌八郎) これより本日の會議を開きます。
日程第一、國務大臣の演説に關する件、(第三日)

昨日の質疑に引続き、これより順次發言を許します。堀木謙三君。
〔堀木謙三君登壇、拍手〕

○堀木謙三君 MSAに關し、日米兩國間に交換せられました往復文書について、改進黨を代表いたしましたして、二三の重要な問題について質疑を試みんとするものであります。

事は日本の将来の自衛と自由世界の安全の維持増進に關する重大なる問題であります。わずか手えられませんでした時間が十五分に限られておりますので、到底委曲を尽すことは不可能であり、すが、時間に制限のない政府こそは、

十分にその見解と所信を国会を通じて開陳せられんことを望みます。(巧いぞ)と呼ぶ者あり)

質問の第一点は、アメリカ側が「自衛のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものでない」ということに關してであり、す。実は、国民の大多数が自衛の必要を認めておりますことは、最近諸新聞に出た國民投票の結果から見ましても明らかであり、又その傾向は漸次高まりつつあるやに見受けられるのであります。(ノー)と呼ぶ者あり)併しながら、國民の最大關心事は、東亞に於いて民族が相戦う愚を再び繰返したくないということであり、過去に於いて、日本の膨脹時代に、幾多の戦争を通じて、人命と財産を犠牲にし、今回の敗戦の結果は、又過去の戦争にまで遡りまして、戦争は決して國民として得するものでないとして、その犠牲者はそのまゝ顧みられずにおられるのであります。又朝鮮事変において東亞民族が相戦うの惨状を身近かに経験いたしております我々として、この感情は誠に無理からぬものと思つので

あります。この際、國民の最大の關心事は、公文がこの点について明らかにしておるものとは言いがたい点であります。即ち自衛のため以外に使用することを要求しないと云つておるのでありますが、このことについて見解が二つに分れております。或る者は、海外派兵等、自衛以外の目的に防衛力の使用が要請せられることがないことが明らかになつたと解釈するのであります。又この点につきましては、六月十二日、アリソン大使が日米協会主催の歓迎會において、アイゼンハワー大統領の言として、「日本兵を朝鮮で戦わせるといふことは、私やアメリカ政府の考えから遠く隔つたものはない」と言つておるのであります。吉田総理も又、本国会において、しばしばみずから海外に派遣することはないと言つておられます。併しながら他面、自衛なる言葉が頗る広義に解釈せられ、又自衛なる名の下に海外派兵の事実を経験いたし、その事例を眼のあたりに見ておる國民として、なお疑惑を持つ者のあるのも又当然と言わねばなりません。この問題こそ現在國民の最も關心を寄せ

ております点でありますので、他の同僚議員もしばしばこの点について質疑を重ねておるところであります。今日は総理大臣も特に御出席になつておりますので、次の三点についてお尋ねいたしたいと思います。

その一つは、日本側において常に防衛なる言葉を使用しておるのに対し、アメリカ側は自衛なる言葉を使用しておるのであります。特にアメリカ側の回答において平和条約第五(C)項を援用しておる点からも、その辺の真意が窺われるのであります。この点について兩國間に食い違いがございませんでしようかどうか。

なお、政府はしばしば海外派遣はしないと言つておられますが、ただ独断的に首相の感じとしておつしやるだけになしに、そこに何らかの理論的根拠がありませうか。殊に最近の世界の趨勢は集団防衛を本位といたしておられます。又我が国が国連加入を申込みましたことから見ましても、この点について国民が疑いを持つのも又止むを得ないのなかろうかと思つておられます。

その三は、昨日加藤議員の質問に対

して緒方副総理から答弁がありました。このMSAを受けるに当りまして、海外派遣の請求を受けることがないとする点について、何らかの公けの形において保証を受けることができるとお考えでありませうか。

第二の点は、相互安全保障法に基づく軍事的義務の履行についてであります。例えばアメリカ側は、日米安全保障条約の下にすでに引受けておる義務の履行を以て足れりとしておるようでありませうが、併しながら、と同時に、明らかにアメリカが平和条約第五(C)項を援用いたしまして、「自衛的又は集団的の固有の権利を一層有効に行使用することを可能ならしめることを必要とし」ておる点、及びMSA五百

十一條Aの(4)を援用して、「自国の政治的経済的安定と両立し、且つ自国の人力、資源、施設及び一般的経済条件が許す限り」という条件付きではありませうが、ともかくも「自国の自衛力及び自由世界の防衛力の増進と維持のために全面的に寄与する」という要件を必要としておるのであります。又、同法五百十一條Aの(5)において、自己の防衛力を増大させるために必要な一切の

合理的措置をとることを義務とするといつておるのであります。ここにおいて従来の安保条約において締結された直接間接侵略に対し自衛力の増進を期待するというようなものよりは、更に進んで、はつきりとした義務を負うものと断ぜざるを得ないと思つておられます。およそ援助を新たに受けながら、従来と変わりありませんという態度は、私は、もはや許されなかつたと思つておられます。それが、ただ保安隊、警備隊に従来国防省予算の下に事実上貸与されておりましたものだけが、アメリカ側の都合によつて國務省の予算に変わり、そうしてその手続が變つて来ただけではなく、今回は新たな援助態勢に入ることは明らかであります。従つて、ここに私は二つの問題があると思つておられます。その一つは、保安隊の目的についてであります。従来、保安隊、警備隊について、保安庁法第四条にいう「我が国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため」のものであり、専ら国内の平和と秩序の維持に当るものであるといふことを

木村保安庁長官は常に繰返して来られたわけでありませう。併しながら今や明

らかに直接侵略に対する防衛の責任が生じたものであると断ぜざるを得ないと思つておられますが、如何お考えになりますか。その二は、自衛力増進は、安保条約における字句をとつて、単に期待であつて義務でないとする従来の考え方も、又到底許さるべきでないと思つておられます。以上二点について、政府の見解、特に首相、外相、保安庁長官の見解を要求いたします。

第三の点は、協定の内容であります。MSA五百十一條(C)の(1)は、相互安全保障は、米国の援助を受ける国が、自由世界目的達成のため、みずからを助け、且つ被援助国相互間で協力し、又米国と協力するため最善の努力をするその程度においてのみ実現されるものであると言つておるのであります。この点については、アイゼンハワールの就任演説並びに国会に対する一般教書においても援用されておられます。一例を挙げますれば、安全保障は効果的な相互間の合作を意味する。各国が共同の任務について応分の割当を真剣に果敢とするその限度に於いて、我々が他の各国に援助を与えるもので

あると言つておるのであります。今回アメリカ政府がMSAに基く援助額を算定するに當りまして、日本國に自衛力増進の計画がなくては、金額を算定する基礎がないのみならず、アメリカ側からすれば、自國の防衛について何ら具体的の計画をも持たないといつれば、日本政府の真意察辺にありやと疑わざるを得ないと思つておられます。又、日本側からいたしましては、MSAを受けると、事実上ずくずくアメリカに軍事力の増大を強いられて、國民生活の安定を阻害するのみならず、アメリカの屬國的存在と化するのなか

らうかといふ疑いの念を持つものもあつておられます。又これを暖かし助長しようとする者がある事実にも鑑みましても、この際、却つて、我が國の獨立國としての自主性に立つて、堂々とその限度を明らかにし、而も往年の軍閥再現の弊を絶つべく、今から遠く慮るべきものがなくてはならないのであります。かくて初めて國際信義に於て、國民の安心と、その向うところを示す内閣の責任を果すものと言われねばなりません。私は、國際情勢を無視し、おのれの力量を測らずして、徒らに民族

官報(号外)

的感情に走ることが、国を破るもとであると共に、安易に他国の援助に頼つて、日本が当面しておる困難を避け、これを克服するの勇氣と氣魄とのないところ、又亡国の途を辿るものと言わねばならないと思つてあります。共に民族の獨立と自衛を全うするゆえんではないのであります。私は、木村長官が旅行のとき何と言つたかということよりも、この具体的方策の樹立こそ我が国当面の責任であり、安保条約をみずから結ばれ、今又、安保条約に基いてM S Aを受けんとする吉田首相その人の責任でもあります。よろしく従来の行きがかりに囚われず、長期に亘る防衛計画を具体的に立つると共に、これに即応した防衛生産の規模を他の生産と均衡をとりつつ民生安定に資する考え方こそ、台閣が目下立てべき一番緊要の施策であると思つてあります。この点に關し、總理大臣、保安庁長官の所信を承わりたいのであります。

最後に、切に吉田内閣に希望いたしますところは、吉田首相を初め各關係閣僚が、日本の防衛に關し、いやしくも責任を、回避することなく、遁辞を設けることなく、率直に大胆に、真実を語り、所信を吐露して、國民の批判を請ひ、その愛國心に訴えられんこととであります。かくてこそ初めて敗戦の悲惨と勞苦のうちより國民の愛國心は湧き上り、真の獨立と平和への途は開かれると思つてあります。(拍手)

最近、列國の指導者たちは、世界平和と民族獨立のために、親しく海を越えて語り合つてゐる現状であります。彼らは平和への道を開かんと、現状打開のために心身を削つてゐるのであります。我が國も又これに応え、自由世界への貢獻と民族獨立への道を開かねばならないと思つてあります。

以上を以て私の質問といたします。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

第一の御質問は、自衛と防衛とどこが違ふかという御質問であると思ひますが、自衛は獨立に伴う當然の行爲であります。この自衛の一つの現われとして、或いは自力防衛といふことが、治安の維持のために保安隊を持つというふうなことは、自衛權の一つの現われである。或いは条約締結も又自衛權の一つの現われとも言うべきものであつて、私の解釈では、自衛は一般的の広い意味で、防衛はその一つの現われであると思つてゐるが至当ではないかと思ひます。

而して現在の防衛計画以上に何か計画を立つべきではないかという御質問であります。現在の日本の国力として、現在以上に防衛力を増すといひますか、或いは再軍備というふうなことを考えるのは、これは日本の現在の国力に副わないゆえんであり、今日は國力の培養を以て最も我々としては努めなければならぬことであると考えるのであります。故に、先ず國力を充実すれば、ここにおいてか自然防衛力も増すというふうに行つて行くのが、自然であると思つてあります。

然らば期待という字を何と考えるかという御質問のようであります。米國政府としては、しばしば申す通り、國政府として、日本から軍隊は引揚げたい、成るべく日本から軍隊は引揚げたい、日本みずからして守らしめたいといふ考えであり、故に日本のいわゆる期待という字がここにおいて出て来たのであります。これは義務ではありませ

んが、その期待に背かざるように我々は努むべきであり、國力の増進と共に自衛力の計画は立つべきであります。獨立後僅かに一、二年にして、急に防衛計画を立てるとか、或いは再軍備をいたすとかいふようなことは、これは國情に副わないから、私はいたしたくない。併しながら(今やつてゐる「やないか」と呼ぶ者あり)將來においてどうするかといふことは、これから國力の増進と共に考えはいたしますが、今直ちにこゝういふ計画を立てて、そして何年かの後にこゝうするといふやうな計画は立てにくい。日本の國力がどれだけ進むか、或いは一進一退と申してもいいかと思つてあります。わずかに特需によつて經濟を立てておるといふ國が、今日において永久的計画を立てるといふことは米國政府も期待いたしませんまいし、但し我々は、國力の増加と共に、防衛計画なり自衛力を増進せしめ、これがアメリカの期待に背かざるようにするのが条約上の義務と考えております。

その他は主管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡崎勝男君) アメリカの回答とこちらの質問との間に、防衛と自衛という意味で食い違ひがあるのじやないかというお話であります。これはどうも、アメリカ側の回答はアメリカ政府が独自の見解でいたすのでありますから、多少の食い違ひがあつても、これはどうも止むを得ないこととあります。但しその防衛と自衛という意味の内容につきましては、只今總理からお話のあつた通りであります。

なお、國連にすでに加盟を申込んでゐる日本としては、その關係から言つても、軍備とか或いは海外派兵といふやうなことが起るのじやないかという御質問のようであります。御承知のように國連には軍備を持つていない國も加盟してあるのであります。論理的に言へば、必ずしも國連加盟の條件は軍備でもないし、又海外派兵といふやうなことでもないと思つております。

なお、海外派兵等がないように公けの形で何か保証を取り付けるべきではないかというお話であります。これは、お話の点は十分に考慮はいたし

まするが、只今私の一応の考えといいたしましては、海外派兵などということ、これは日本政府が自分の考えでできる問題でありまして、アメリカ側との協定においてそういうことはしない、しようというふうな保証を取り付けるというのには、どうもおかしいように思つておるのであります。(逃げたく)と呼ぶ者あり) 政府の考えは、いつも申上げる通り、そういうことはしないつもりでおりますから、これで十分じやないかと考えております。

なお、先方の法律の中に、みずからを助け、又お互いに助け合い、且つアメリカとの間にも十分助け合うことの趣旨があるがどうかというお話であります。これは我々としてもこの趣旨には賛成なものでありまして、自由主義諸国が提携を強化して、これを以て世界の平和を維持するといふ趣旨で我々はやつておるのでありますから、このお互いに助け合うといふことについては、何ら我々としても異存はないのであります。ただ助け合う限度におきましては、やはりこれは、日本の国内経済上、政治上、その他いろいろの条件の下に可能な範囲で助け合う、こ

ういうことになるのでありまして、その意味から言えば一向差支えない限度の、これは互助といひますか、お互いに助け合う方針であらうと考えております。

それから、この平和条約の五条を引いておる点についての御質問でありましたが、これはお話のところにあります。したが、これはお話のところにあります。したが、これはお話のところにあります。したが、これはお話のところにあります。

それから、直接侵略に対する防衛の責任を、今後M.S.A.の協定を結ばば、保安隊がとるのじやないか、こういう御質問であります。これは日米安全保障条約におきまして直接侵略に対する防衛はアメリカ側がすることになつておりますから、この条約の面から申しましても、保安隊は依然として国内の防衛、これに専念することが至当であらうと考えております。(拍手)

我々は飽くまでも平和を愛するのであります。かるが故に、我々は、如何にして国内の平和と秩序を維持して行くべきかということについて日夜苦心しておるのであります。そこで申上げたいのは、独立国家として将来立つて行く上においては、飽くまでもみずからの手によつてみずからの国を守るといふ建前をとらなくちやならぬのであります。併しながら現在の段階におきましては、日本の国情をいたしましてかような体制を早急にとることはできないことは御承知の通りであります。そこで止むを得ず、直接侵略に対してはアメリカの駐留軍の手によつて、国内の平和と治安については保安隊がこれに當る、両々相待つて、日本の秩序を、平和を保つて行こうとすることになつておるのであります。

行きたいということであるのであります。飽くまでも日本独自の見解に基いてどうして行くかということを将来研究いたしたい、こう考えておる次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 木村精八郎君。

〔木村精八郎君登壇、拍手〕

○木村精八郎君 私はM.S.A.援助が日本の運命に対して重大な影響を及ぼすものであるという観点に立つて質問をいたします。

この日本の運命にとつて重大なる影響をもたらすM.S.A.の問題に対して、質疑をする時間が僅かに十分であり、而も總理が十一時までここにおられるという議院運営委員会の約束にもかかわらず退席しておられる。こういう状態の下において日本の運命を決するよるなこの重大なM.S.A.問題について我々は質疑することを、甚だ遺憾に感じます。又痛憤に堪えない、私は……。

るように説明して頂きたい。今日まで、M.S.A.のうち、軍事援助及び防衛支持援助を受けている国は、二十五カ国に上つております。すでに二十五カ国はM.S.A.援助の経験を持つてゐる。その結果どういふことが現われているか。

三つの重大なる悪い影響が現われておる。その第一は、財政負担が非常に殖えてゐること。なんと、北大西洋条約機構加盟国の財政負担は、M.S.A.援助を受けてから、一九五〇年の四十億ドルから一九五一年には九十億ドルに殖えており、一九五二年には実に百四十億ドルに軍事財政負担が殖えておるのであります。M.S.A.援助を受ける結果、こういう国防負担が殖える、こういう影響が現われ、すでにイギリスは、あのバトル・ブーの下において、この軍事負担に堪えない、そして軍事予算の削減を行なつてゐる状態です。如何にしてイギリスはこのM.S.A.援助から脱却しようかと、今イギリスは焦つておる状態。第二の影響は何であるか。これはM.S.A.受諾の条件としてのバトル法の影響であります。ケム修正案のときには、国連が戦争をしている間は中共及びソ連に戦略物資

を送つてはいけない。送つた場合はMSA援助を停止するということであつたけれども、バトル法になつてからは、国連が戦争していてもいなくてもこの適用を受けて、ソ連に戦略物資を送つたならば経済援助は停止されるといふ紐付きの援助になつておる。その結果、東西貿易が遮断されました現在、いわゆる世界貿易は縮減してゐる。そして不景氣になつておる。これはMSAの影響であります。第三の影響は、内政干渉であります。今度のイタリヤ選挙に当りまして、イタリヤ駐在のルース・アメリカ大使は、ミラノの商工会議所において、若し今度イタリヤの政府が選挙で敗北し、野党が勝つたならば、MSA援助を停止するであらうということをも、選挙前に演説してゐるではありませんか。そして、いわゆるこういう内政干渉を行なつてゐる。ビルマはMSAのうちで最も紐付きの少ないTCAさえも拒否したのも、それが重大なる内政干渉になるからである。

ようとしてゐるのか。世界の各国はMSA援助を受けて困つてゐる。如何にしてこの状態から脱却しようかとしてゐるのです。今、日本も特需をやめて自立経済をやつて行こうとしてゐる。それなのにMSA援助を受ければ矛盾するではありませんか。私はこの点、十分、國民に説明して頂きたい。

第二の質問は、MSA援助を我が國が受けた場合、我が國にどういふ影響が現われるか。これはそれ／＼の各大臣から御答弁を承わりたい。

第一は防衛計画。これは保安庁長官に伺いたい。このMSA援助を受ける結果、日本の防衛力は私は強化せざるを得なくなると思ひます。それは、今度の日本政府とアメリカとのMSAに關する文書の交換によりまして、アメリカ側は、最小限の費用及び最小限の遅滞を以て最大の効果を發揮するやうに、この自衛力を増強することを期待してゐる。従つて私は、防衛計画にこれは重大な影響が来るかと思ひますから、木村保安庁長官に伺いたい。

第二は財政面に対する影響。河野主計局長は、ヨーロッパを廻つて来まして、アメリカの当路者と會つて、そ

して、こういうことを言つております。裝備強化のために多く財政資金を割くことも増強になると説明して来たと言つております。MSA援助を受ける結果、財政膨脹、軍事費の膨脹、こういうことは私は必至だと思ふ。これは大蔵大臣から答弁して頂きたい。

それから貿易面における影響。これはバトル法の影響を受けます。又MSA援助、域外買付を引受ければ、正常貿易と軍需産業は競合しまして、輸出貿易が困難になる。この貿易上に対する影響。

又労働政策に対する影響。イタリヤにおいては昨年の夏アメリカの発注がありました。精密機械工場において多くの共產主義者がいたといふので発注を取消した、こういう実例があるのです。而も又このMSA援助の結果、出血発注になります、条件が悪くなる。臨時工の問題、労働条件の悪化、こういう問題も起つて来ます。労働大臣からこれに対する影響を伺いたい。

それから、これは大藏法務大臣に伺いたい。MSA援助を受ける結果、機密保持に關する問題が起つて来ます。

すでに政府は機密保全に關する内規を省令として出してあります。従つてこれが実現すれば、軍機保護法みたいなものが出て来ます。そして、これが更に進んでは、ニュース統制、言論統制、こういう方面に進んで行きますが、この点について伺いたい。

文教政策についても、私は文部大臣に伺いたいのは、この結果だん／＼やはり軍國主義的教育が私は發展して来ると思ふ。そういう危険があると思ふ。この点について伺いたい。木村保安庁長官、大蔵大臣、岡野通産大臣、それから労働大臣、法務大臣、文部大臣に伺う。

第三の問題は、MSAの軍事義務の問題、ミリタリー・オブリゲーションの問題であります。この日本政府とアメリカとの交換公文、これによりまして、政府のほうは、この日米安全保障条約におけるあの前文の、日本の防衛力増進の期待というものをすでに義務と解してアメリカ側に質問してあります。アメリカは又このミリタリー・オブリゲーションに対しては義務と言つておる。昨年三月七日、参議院の予算委員会において私が岡崎外務大臣に質問

申上げたときに、この期待ということは私は約束であると解して岡崎外務大臣に質問したところが、岡崎外相は、これは約束ではない、期待であるのだと、こゝ言われておりました。政府は、あの日米安全保障条約の前文のうち、日本の防衛力増進に關する期待を、いつこれをミリタリー・オブリゲーションと変えたのでありますか。

(「行政協定で変えちやつた」と呼ぶ者あり)それはミリタリー・オブリゲーションじやありません。それなのに、政府のアメリカに対する質問、アメリカの回答は義務と言つておる。オブリゲーション……、若しそうだとすれば重大な問題です。この点に対する食い違い、安全保障条約の前文の解釈について、私は明快なる答弁を承わりたい。

それから第四に問題になりますのは、このMSA援助の性格についてであります。政府のアメリカ側に対する質問は、このMSA援助が、あたかも経済援助が優先して、軍事援助は従屬的であるがごとき質問を發してゐる。ところがアメリカ側の回答はさうではない。アメリカの回答はさうでない。軍

事援助が主であつて経済援助は従であるという回答になつております。よく御覧になれば当然のことなんです。M S A援助の歴史を見れば当り前です。アメリカの対外援助政策は、最初はいわゆる救済制度、アンソアの政策から、一九四八年の対外援助法、いわゆるマーシャル計画、あれは純経済的援助であつたわけです。ところが一九四九年にいわゆる相互防衛援助法が制定されました。これによつてアメリカの対外援助政策は、軍事、経済両建、二本建となつたことは周知の通り。一九四八年相互防衛援助法の下では、経済、軍事両建であるけれども、まだ経済が優先してゐることはこの条文に書いてある。従つて政府の解釈は一九四九年のこれは相互防衛援助法に基いた解釈です。この解釈の仕方は、経済と軍事の両建であつて、而も経済が優先するのであります。こういうアメリカの援助政策の解釈に基いて政府は質問してゐる。ところが朝鮮動乱が起つて一九五一年のこのM S Aが制定されるに至つて、はつきりと、これは軍事が優先して、経済援助は従となつてゐるのです。はつきりと、そんなつておる。アメリカの予算を見たつてそんなつております。

経済援助が激減して軍事援助は激増してゐるのです。従つて、一九五一年のM S A、この安全保障法から、はつきりとこれは、軍事的援助が優先する、経済援助が従属する、こういう建前になつておるのです。にもかかわらず、政府はあたかも、M S A援助は、経済的日本の安定というものが先決条件である、こう解釈するがどうかと質問してゐる。ところが、アメリカのほうはこのM S A援助は、経済安定は自衛のための一つの条件である。——逆じやありませんか。——こう回答しておる。この認識の相違はこれは重大であります。従つてこの食い違いについて私は明快なる御答弁をお願いいたします。時間がありませんから、これで私の質問を終わります。

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 木村君に御答をいたします。

M S A援助を何故この際受ける必要があるか、それを明らかにされたいという御質問でありましたが、M S A援助は、これが我が国の自衛力増強のために有益であり、又国民の経済面に寄与するものであれば、これを受諾して

差支えないではないかというのが政府の見解でありまして、ただ、今も御指摘ありましたように、事が極めて重大でありますので、六月二十四日の公文を発する前にも、政府におきましてあらゆる角度からこの援助の性質を検討いたしましたして、その検討の結果、二十四日の公文となつて、アメリカ側に疑点を質しました。アメリカから受けました回答によつて、こちらで疑点としておりましたところもはつきりいたし、この援助の結果、何か日本にできない相談があるかどうかを検討いたしました結果、そういう心配がないという結論に達しましたので、この交渉を進めるようなことになつた次第で、これが日本の自衛力の増強のために有益であり、又経済面に寄与するものであるという見解に立つたのでございます。

〔それも具体的に言わなければ駄目だよ—と呼ぶ者あり〕

それから、M S A援助の性格は何と解しておるかという御質問でありまして、M S A援助は、相互安全保障法の規定によりますれば、援助を与えることによつて自由世界の安全保障並びに個別的及び集団的防衛を強化し、友

好国の安全保障及び独立を維持することを目的としておるのでありまして、日本の場合は、米國からの回答文書では、国内の治安を維持し、且つ平和条約第五條(C)項において保証されておりまする個別的又は集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使するために与えられると述べておりますので、その通りに政府としては解しておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡崎勝男君) 第一は、M S Aを受けると日本の財政的負担が増すであろうという御質問であります。が、我々はそういうところについては、この質問書及び回答にありますように、国内の経済上政治上の安定とか、或いは資源設備等の許容する範囲内のことでありまして、特にこれによつて財政上の負担を大いに増すというふうなことは必要ない、こう思つております。

なお、これを受けるとバトル法の適用を生じて困難するのじやないかというお話であります。すでにM S Aの援助は西歐の諸國も受けておるのであります。現にそして、日本と西歐

諸國との間では中共貿易において日本のほうが制限がひどくて、西歐のほうが多いじやないか、案にやつておるじやないかという御疑問が始終あるくらいであります。M S Aを受けましても、中共貿易等につきましての幅は相当広いのであります。特にこれによつて日本が困難をするということは私は考へておりません。

なお、M S Aを受ければ内政干渉になるのじやないか——これはまあ理窟であります。私から言わせれば、日本の政府なり国民なりがしつかりしておれば、内政干渉というふうな問題は生じないと思ひますが、例えばイギリスにおいてもフランスにおいても、別に内政干渉というふうな議論は私はないと思つております。(嘘をつけ、フランスでは外務大臣が抗議したじやないか—と呼ぶ者あり) そうして、殊に木村君のお話では、イギリスもフランスもM S Aを脱却するのに大いに苦心をしておる。(その通り)と呼ぶ者あり() いろいろお話であります。が、私の解釈するところでは、M S Aを受けなくても、いやならば断わることに何ら問題はなないのであります。脱却するの

官報(号外)

に苦心をしておるといふようなことは、とても私には考えられないのであります。

なお、MSAは軍事援助が主で経済援助が従である。然るに日本側の質問はおかしいじゃないかということであり、また、我々の質問はそういう趣旨じゃないのであります。我々の質問しておるところは、防衛力を増強する等の問題を考えるときに、経済上の安定を考慮することが先決問題であつて、経済上の安定を無視してまで防衛力を増強するといふようなことがないのが当然である、こういう意味の質問をいたしておりました、先方でもこれに対して、その通りだと言つておるのであります。別に経済援助が主だとか軍事援助が従だとか、そういう意味の質問をしておるのじゃないのであります。なお、安全保障条約の前文にある自衛力の増強といふことの期待を、いつ日本政府は軍事的義務として先方に話しておるかといふ話でありますが、我々はそんなことを言つておりません。質問書にもそんなことは書いてありません。要するに、安全保障条約におきます条約上の義務として規定されておりますのは、第一条、第二条にありまふことであつて、例えば日本

の国内にアメリカの駐留軍を置くといふこと、或いは第三国に軍事基地等を許さないといふこと、これが消極的でありまふことが安全保障条約上において日本の負つておる義務であります。

で、すでにこの義務は履行しておるのではありません、我々の、この義務で、MSAのいわゆる軍事的義務といふものはカバーされると思ふがどうかといふ質問に対して、先方はその通りだといふのであります、前文において義務を規定するといふことは殆んどないのであります、前文の漸増の期待はやはり期待でありまして、これに対しては、只今總理のお話しましたように、期待に即ぐべく政府としては努力するの、これは当然であります。併しこれは義務といふべきものではないことは又明らかであります。(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(木村篤太郎君) MSA援助を受けるにいたしましたが、将来、日本の自衛体制を如何に立つべきかといふことについては、日本独自の見解によつてこれを処置すべきであらうと私は考えております。従つて、仮に万一アメリカから何らかの要請があるに

いたしましたが、必ずしもこれに対しては私は服するの義務はなからうかと考えております。(拍手)

〔國務大臣大澤茂雄君登壇、拍手〕
○國務大臣(大澤茂雄君) MSA援助を受けた場合、我が国の教育が軍国主義化すると思ふがどうかといふお尋ねであります。(準備してあるじやないか)と呼ぶ者あり) 政府はさうに考えません。(拍手)

〔國務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(小坂善太郎君) MSAを受諾することによりまして労働関係に如何なる影響が及ぼされるか、特に出血受注等によつて労働条件の切下げが行われるのではないかと御質問でございます。お答え申し上げます、MSAを受諾する場合は、これを如何なる条件において受諾するかといふことは今後の問題でありまして、条件が不確定でありますから、従いまして、如何なる影響が生ずるかといふことも現在予想の限りでございませぬが、MSAを受諾することになるといたしましても、これが関連企業には当然国内の労働法が適用されるのであります、労働者の労働条件が不当に切下げられるといふようなことは生じないと

思います。なお国内の労働法が当然適用されるのでありますから、労働組合活動を阻害するといふことはないかと考えます。(拍手)

〔政府委員古池信三君登壇、拍手〕
○政府委員(古池信三君) 大臣に代りまして木村さんの御質問にお答えいたします。
第一のバトル法の関係につきまして、先ほど外務大臣からお答えがありましたこと、今後MSA援助を受けるといたしましても従来同様と考えております。

次に、軍需生産の関係から日本の正常貿易を阻害しやせんかといふ御心配は、誠に御尤もな点があると思存いたします。我々もいたしましては、今後正常貿易を振興して日本の繁栄を因つて行かなければならぬといふ点においては、全く御見解の通りでありますから、たといMSAの援助を受けることになりましても、その際、軍需生産の規模の決定に当りまして我が国の正常貿易を阻害しないように、十分その間の調整を図つて参りたいと考えております。(拍手)

○議員(河井彌八君) 大蔵大臣、法務大臣は、後刻出席の上で答弁するといふ趣きであります。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇〕
○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、MSA援助問題に対して一言政府に質問いたします。

第一点は、政府はMSA援助に関し、アメリカ大使との質疑応答の文書を発表し、これがMSA援助の条件を規定したものであるかのごとく国民を欺こうとしておりますが、いわゆるMSA援助なるものは、元来、相互安全保障法によるアメリカの防衛を目的とするものであつて、その援助の内容、方法等に関する実際上の権限はアメリカ議会が持つのであつて、政府にありわけではございません。いわんや一大使の手紙のごときは、議会の方針の前には三文の価値もありません。これがアメリカの政治方式であります。政府は、この手紙が、アメリカの議会議長を代表し、且つこれを拘束するものであると明言することができるかどうかが、はつきりと答えてもらいたいと思ひます。

第二点は、MSA援助は、保障法によつて被援助国が軍事的義務を果すこと、自国の防衛力を発展させるに必要ない一切の措置を講ずることを規定しておるのであります。この根本規定は一片の手紙などによつて変更されるもの

の国内にアメリカの駐留軍を置くといふこと、或いは第三国に軍事基地等を許さないといふこと、これが消極的でありまふことが安全保障条約上において日本の負つておる義務であります。

ではありません。政府は、援助を受けても永久に日本が軍事的義務を果す責任がないということを確言することができるか。これは絶対にできないはずであります。

第三点は、この援助には、保安隊の指揮権と軍需生産の監督権を必ず握られるところの軍事顧問の派遣、又、共産圏への輸出制限の強化、更に労働組合の国際自由労連への加盟の強要、その他の紐が付くのであります。たつた一億ドル余り、即ち三百六十億円くらいの目録れ金を拝借して、これだけの軍事義務を背負い、再軍備を強要され、中国貿易の禁輸を強化され、労働運動の自由な発達を弾圧することを約束するような、反民族的、反祖国的なことを平気でやつてのけて、恥かしいとは思わないのか。私はこの点で内閣総理大臣に対し日本人らしい答弁を要求いたします。

第四点として、私はこの際、政府に確かめておきますが、政府は本国会の休会を待つて、勝手な協定なり取極なりを秘密にやつてのけ、一つ／＼既成事実を作り上げ、国民にこれを強要する腹がまえではないか。そうでないと言いかも知れないが、現に今度の文書の交換をこの手でやつたではないか。

又、曾つて日米安全保障条約に伴う行政協定をこの手でやつたではないか。これは世界各国における赤国政権の常套手段であります。吉田内閣は、今日新らしく条約を結ばず、例のごとく行政協定によつて事を済ませ、国民の追及を逃れようとしておるのではないか。政府の明確な答弁を求めるものであります。

第五点として、具体的な問題について一つだけ質問をしておきたいと思ひます。即ち、いわゆる見返資金はMS A援助によつて軍事的目的以外には使われないことになっております。そのことは安全保障法第五百三十九条に明らかに規定するところであり、政府は、たつた一億ドルの見せ金で、七千億円の国民の血税にすつかり紐を付けられて、国民に対して申訳があると思ふのか。現にイギリス、フランスにおいても、援助額の数倍或いは数十倍の血税を軍事費に使用することを強要されて、国家財政は破綻し、国民経済は危機に瀕しておるのであります。それ故にこそ、西欧においては、現に「援助よりも貿易を」という世論が澎湃として巻き起り、これが政治を決定する段階になっておるのであります。後進国と言われるビルマにおいてさえ、

パーモウ博士は「祖国を戦争の大網に投げ込む人食人種のようなMS A」と叫んでおるのであります。政府はかかる明らかな既成の事実を前にして、今日なお毒饅頭のごとき援助を哀願し、日本の経済と生活の一切を戦争屋に売却しようとしておるのであります。我々が、反吉田、反再軍備の政府樹立を訴えてゐるのはこのためであり、政府は速やかにこの点を反省し、罪を国民の前に陳謝すべきであります。政府にこれだけの国民の良心があるかどうか。

私は、以上の点に關して、日本共産党を代表し、我が党を直接支持した百万の有権者を代表し、更に祖国を愛する全国民の意思を代表して、明確なる答弁を政府当局に要求するものであります。

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○國務大臣(緒方竹虎君) 須藤君にお答えいたします。

政府と米大使館の間の質疑応答の文書は三文の価値もないのではないかと御質問であります。米国民の選んだ大統領の政府によつて派遣されております在京米大使館の公文でありますので、あの公文は当然米国の正式の意思表示であると政府では解釈

しております。公文の中に合衆国政府の訓令に基くといふこともはつきり書いてございます。

それから、MS A援助は、被援助国が軍事的義務を果すこと、自国の防衛力を発展させる一切の措置を講ずることを定めたもので、この根本規定は一片の手紙などで変更されるものではないという御質問であります。米国側からの回答にありますが、MS A援助受諾に伴う日本のいわゆる軍事的義務といたしましては、安全保障条約に定められた義務で足りることになって

いるのであります。

それから、MS A受諾の結果として、再軍備の強要、労働運動弾圧というやうな事、又従来以上に中国貿易の制限がありやしないかという御質問であります。そういうことはないと考へております。その他は外務大臣から答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕
○國務大臣(岡崎勝男君) 政府はMS A援助によつて日本が軍事的義務を果す必要がないと確言できるかというやうなお話であります。政府は、MS A援助を受けるに当りましては、軍事的義務を果すつもりでおるのであります。ただ、その軍事的義務といふの

は、今すでに負つております日米安全保障条約に基く義務である、この申すのであります。

それから、政府はこの協定を秘密裡に結ぶのではないかと御質問であります。これはしば／＼言明しておられます。結ぶに當つては国会の承認を得るつもりであります。

なお、僅か一億米ドルの援助で七千億に上る国民の血税に紐を付けられるので、国民に申訳が立つかというお話であります。私はその意味がよくわかりません。要するに我々は、一億ドルか何億ドルかわかりません。これはこれから交渉しなければわかりませんが、国の治安と防衛を確保するため、ほかの条件が許すならば、MS Aの援助を受けることが適当であらうと考へております。

なお、MS Aの援助について各国では反対しておる、何か日本の経済を戦争屋に売却するといふやうな表現でありますが、私どもはそういうふうには全然考へておりません。飽くまでも自由主義諸国と提携を強化し、日本の防衛力を強めるために、これを受けるのであつて、戦争屋などとは關係がないのであります。(拍手)

昭和二十八年六月三十日 参議院會議第十六号 國務大臣の演説に關する件(第三日)

昭和二十八年六月二十日 参議院會議録第十六号 私的独占の禁止及び公正取引の促進 關於法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○須藤五郎君 なお、時間が少し残つておるはずでございますから、再質問いたします。

○議長(河井彌八君) よろしくございます。

〔須藤五郎君等壇〕

○須藤五郎君 政府の答弁はいつもそうでございますが、(君の言うこともいつも同じだ)と呼ぶ者あり)今回の答弁を見ましても、ごまかしに過ぎない。

第一、私が申しましたのは、MSAのことに關しましてはアメリカの議会はつきり決定しておる。ところがその議会の決定と違つたような方針をアメリカの大使が回答しておる。そこに問題があると思つておる。だから、アメリカ大使の手紙が実際に議会の決定を覆すだけの効力を持つておるのか。力を持つておるのかどうか。アメリカの議会の性質として、この議会の決定が一番強力な力を持つておるのだ。そういう点を私は申し上げたのです。だから、アメリカの議会の決定に反したような大使の一片の手紙が、本當に効力を持つておるのか、力を持つておるのかどうか、持つていないのではないかと、私を尋ねた。その点に対して、はつきり答えていないと思つておる。政府は、今や溺れる者と

して、即ち、昔から日本には、溺れる者は藪をもつかむという諺があります。が、今や政府の政策がすべて破綻を來たして、日本はどうしていいかわからない。だから、MSAであろうが何であろうが、とにかく藪をつかみたいというところから、MSAに對しては、すがり付こうとしておるようでありますが、政府は、日本のこの溺れて行くとする日本を救う、即ち溺れる水を排除することを少しも考えていない。

先ず自分が溺れようとする水を排除することを第一に考えるべきだ。それではその水は何だ。その水とは何だ。これは世界全国と講和を結ぶことです。全面講和を結ぶこと、これがみずから溺れることを防ぐ第一の要件であります。先ずソヴィエトや中国、あらゆる国と平和条約を結ぶことです。これをしようとしなくて、殊更にMSAごときものを受けて、この国々と殊更に障壁を築いて、侵略戦争を計画しようというふうな方向に、日本の政治を持つて行くこととしておる。そこに問題があるのです。自衛とか防衛とか、いろいろなことを言つておりますが、私は、親善關係こそ最大の防衛であり最大の自衛だと思つておる。政府は、この最大の防衛であり自衛であるところ

の親善關係を、ソヴィエトや中国と如何に結ぼうとして努力しておるか、どれだけのことをやつたか、はつきりと、ここで答弁を求めたい。私はこれを要求します。(拍手)

〔國務大臣岡崎勝男君等壇、拍手〕

○國務大臣(岡崎勝男君) お答えをいたします。

アメリカの政府の組織は三権分立いたしてありまして、法律等は、勿論、議회가きめられますが、対外交渉等は一切、行政がやることになつておる。その行政の正式の見解が表明される以上は、これはアメリカの國の意思であると思つております。又議会の決定と違つておるじやないか、違つておるじやないかと云われま

るが、法律の解釈等は米國側におきまして有權的になされるのであつて、須藤君の解釈が有權的なものではないと思つておる。従つて、米國の政府が公式にその解釈を表明して來れば、それはアメリカの正式の解釈であると當然とすべきものであると思つておる。(間違ひを起すもど)と呼ぶ者あり)

なお、日本がMSAを受ければ、むしろ戦争のほうに傾くので、それよりもソヴィエトや中国との間に國交を開く努力をしたらよからうじやないか、

こういふお話であります。MSAを受けるから、それがむすかしくなるとは、私は考えておりません。MSAを手えておるアメリカといえども、又MSAを受けておるイギリスやフランスといえども、ソヴィエトと國交を開いておるのであつて、一向これは差支えないことと思つておる。なお、政府はし

ばしソヴィエトにおいても英海軍條約を受諾するならば平和關係に入りたいといふことは表明しておるのであります。問題は英海軍條約を受諾するかどうかということにかかつておるのであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。國務大臣の演説に對する質疑は終了したものと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第二、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案、(趣旨説明)

本案につきましては、特に本會議において内閣より趣旨説明を聴取する必要がある旨の議院運営委員會の決定がございました。これより緒方國務大臣の趣旨説明を求めます。緒方國務大臣。

〔國務大臣緒方竹虎君等壇、拍手〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 只今上程されました私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

昭和二十二年七月に独占禁止法が施行されましたから、早くも約六十年を経過いたしましたのであります。その施行の経験に徴しまして、本法の諸規定を、我が國經濟の特質と実態に、よりよく即応するものにする必要が感ぜられたのであります。もとより、國民經濟の民主的で健全な発達を促進するため、私企業による市場独占のたたらす諸弊害を除去し、公正且つ自由な競争を促進しようとする独占禁止法の根本精神は、飽くまで尊重すべきものであります。この際、内外諸情勢の推移に鑑みまして、独占禁止法に適當な調整を加える必要があると考え、前國會にこれが改正を提案いたしました。が、成立を見るに至りませんでしたので、今回改めて本法律案を提出するに至つた次第であります。

本法案は、前國會に提出いたしました法案と其の内容がほぼ同一でありまして、その改正の項目は多岐に亘つておりますが、主要なものは、特定の場

所

合、即ち、不況に対処するため必要がある場合、及び合理化の遂行上特に必要がある場合における事業者の共同行為を、一定の条件の下に認容したと、株式の保有、役員兼任等の制限を緩和したこと、不正競争方法に關する現行法の規定を整備したこと、不当廉売、おとり販売等の不当な競争を防止するための再販売価格維持契約、いわゆる定価拘束制度を認めたこと、事業者団体法を廃止して必要な事項を独占禁止法中に収めたこと等であり、

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。
○議長(河井彌八君) 議事の都合により、暫時休憩いたします。
午前十一時四十一分休憩
午後三時八分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。
休憩前の日程第二の趣旨説明に對し、質疑の通告がございますが、これを次会に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。
参事に報告いたさせます。
〔参事朗読〕
本日委員長から左の報告書を提出した。

郵便法の一部を改正する法律案修正
議決報告書
皇室経済法の一部を改正する法律案
可決報告書
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長池田宇右衛門君。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
郵便法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十八年六月二十七日
衆議院議長 堤 康次郎

郵便法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案
郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項中「又は印紙の売さばき」を、「印紙の売さばき、国民貯蓄債券の売さばき、買上若しくは償還に改める。
第三十一条第一項第一号(ろ)中「五十円」を「五十五円」に、「十五円」を「二十円」に改め、同項第二号中「六十円」を「七十円」に、「十五円」を「二十五円」に改め、同項第三号中「八十五円」を「九十円」に、「十五円」を「三十円」に改める。
第四十四条第一項中「又は航空郵便」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。
前項の規定により納付すべき書留料は、第五十八条第五項第二号の規定にかかわらず、損害要償額

が千円をこえるものについても三十五円とする。
第五十二条第一項中「又は航空郵便」を削る。
第五十三条第一項の次に次の一項を加える。
前項の規定により納付すべき書留料は、第五十八條第五項第二号の規定にかかわらず、損害要償額が千円をこえるものについても三十五円とする。
第五十六条中「差出」の下に「運送」を加える。
第五十七条中「航空郵便」を削る。
第六十条第二項を次のように改め、同条第三項中「四十円」を「五十円」に改め、同条第五項を削る。
速達の取扱は、郵政大臣の定める地域にあつて郵便物(重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに重量四キログラムをこえ、又は長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物を除く。)につき、これをするものとする。
第六十条の二を削る。
附 則
1 この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

○池田宇右衛門君答覆、拍手〕
郵便法の一部を改正する法律案の郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
この法律案は、本年一月十五日から改正されました鉄道小荷物運賃との調整等を図る目的で、小包郵便物の料金を改正すると共に、航空郵便制度を速達郵便制度に統合してこれを合理化する等、若干の制度改善をいたそうとするものであります。

改正の要点を簡単に御説明申し上げますと、第一は小包郵便料金の改正であります。小包郵便物は、比較的重量容積の軽小なるものを主とし、鉄道小荷物には重量容積が多なるものを主とするのが、本来の姿と認められること、並びに、従来近距離は郵便のほうが高く、遠距離となるに従つて郵便のほうが非常に安くなつていて、均衡を失している点等を勘案して、重量、容積の軽小なるもの及び比較的近距離宛てのものの上上げはできるだけ低率にし、一両、重量、容積が多なるものや遠

昭和二十八年六月三十日 参議院會議録第十六号 議事日程追加の件 郵便法の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月三十日 参議院會議録第十六号 議事日程追加の件 皇室経済法の一部を改正する法律案外一件

距離短縮のものの上率は比較的高率とすることとし、これらの總平均約一割の値上率にとどめるように改正したのであります。第二は、現行の航空郵便制度を廃止して、これを速達郵便制度に統合しようとするものであります。従来の航空郵便制度は、単に郵便物の運送だけを航空便によるというものでありまして、必ずしも郵便物速達の効果を得ない場合もありましたので、これを速達郵便制度に統合いたしました。速達とした第一種及び第二種郵便物については、航空路によつて運送するほうが速達すると認められる場合は、特に航空運送のための料金を徴収せずに、すべて航空路により運送することとしたこととするものであります。その他、速達郵便物の配達地域を実情に即するように郵政大臣が定め得ることとする、又書留とした郵便物を転送又は還付する場合、受取人又は差出人が納付する書留料を引下げ等の点を改正せんとするものであります。

速達郵便制度に統合する点については收支にどのような影響があるかとの問に對しては、年間約二千万円の収入減となるが、他面、速達郵便物数の増加によりカバーせられるものと思ふから、結局サービスの改善となるとの答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、中川委員より、施行期日を五日間遅らせ、七月五日とする旨の修正動議が提出せられました。かくて討論を終り、採決の結果、中川委員の修正案は全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案についても全会一致を以て可決せられ、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

右御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することとに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、

皇室経済法の一部を改正する法律案、

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事竹下豐次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

皇室経済法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月二十九日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

皇室経済法の一部を改正する法律

皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 削除

第二条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合

三 公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合

第六条第三項第二号に次の但書を加える。

但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に對しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むこととの認定は、皇室経済會議の議を経ることを要する。

附則

この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月二十九日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法第二条第二号」を「法第二条第四号」に改める。

第七条中「二千万円」を「三千八百万円」に改める。

第八条中「百四十万円」を「百九十万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年七月一日から施行し、第二条の改正規定以外の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2 昭和二十八年年度においては、改正後の皇室経済法施行法第七条の規定中「三千八百万円」とあるの

は、三千六百万円と、同法第八
条の規定中「百九十万円」とあるの
は、一時金額により支出する皇族
費に關する場合を除く外、「百七十
七万五千円」と読み替えるものと
する。

〔竹下豐次君答覆、拍手〕

○竹下豐次君 只今議題となりました
皇室経済法の一部を改正する法律案の
内閣委員会における審議の経過並びに
結果を御報告いたします。

先ず本法律案の内容を御紹介いたし
ます。本法律案における改正の第一点
は、第一条の皇室用財産に關する規定
であります。この第一条の規定の内
容は、本法制定の後、国有財産法等にも
同趣旨の規定ができましたため、現在
においてはこの条文を存置する必要が
ないものと認めて、第一条を削除いた
すことといたしておるのであります。
第二点は、皇室がなす財産の授受の制
限に關する点であります。皇室がな
す財産の授受のうち、外国との交際
のための儀礼上の贈答に係る場合及び公
共のためになす遺贈又は遺産の賜与に
係る場合は、その趣旨に副うたためには
授受が時期を失しないことが必要であ
り、且つその性格も極めて明瞭であり

ますので、この二つの場合の財産の授
受は、授受の制限から除外することに
改正いたしておるのであります。第三
点は、年額による皇族費のうち、独立
の生計を営まれる親王妃に対するもの
に關する点であります。この額は、現
行法においては定額の二分の一となつ
ておりますが、夫たる親王が死去せら
れ、親王妃が独立の生計を営まれるよ
うになつたときは、その妃の社会的地
位に鑑み、少きに失すると考えられま
すので、その場合には、独立の生計を
営まれることにつき、皇室経済會議の
認定を経た上、定額相当額を支出する
よう改正いたしておるのであります。

内閣委員会は、予審査を合せて委
員会を三回開きまして、慎重審議の結
果、全会一致を以て可決すべきものと
議決いたしました。

次に、皇室経済法施行法の一部を改
正する法律案の内閣委員会における審
議の経過並びに結果を御報告いたしま
す。

先ず本法律案の内容を説明いたしま
す。皇室諸般の費用は、日本国憲法第
八十八條及び皇室経済法の規定によ
り、毎年国庫から支出することになつ
ております。皇室経済法施行法第七條

及び第八條は、内廷費及び皇族費の定
額に關する規定であります。現在の
定額は昭和二十七年当初において定
められたものでありまして、内廷費は三
千万円、皇族費年額の基準額は百四十
万円となつておりますが、諸般の關係
から、本法律案におきましてはこれを
改訂いたしまして、それ／＼三千八百
万円及び百九十万円といたしておるの
であります。

内閣委員会は、予審査を合せて、委
員会を三回開きまして、慎重審議の結
果、全会一致を以て可決すべきものと
議決いたしました。

〔以上御報告申上げます。(拍手)〕

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな
ければ、これより両案の採決をいたし
ます。両案全部を問題に供します。兩
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め
ます。よつて両案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、お諮り
して決定したいことがございま
す。今回の九州その他の地方の豪雨に
よる被害並びに過般の西日本一帯の水

害を調査し、その対策樹立に資するた
め、委員二十五名からなる水害地緊急
対策特別委員会を設置いたしたいと存
じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。よつて委員二十五名からなる
水害地緊急対策特別委員会を設置する
ことに決定しました。

本院規則第三十條により、議長が選
定いたしました特別委員の氏名を參事
に朗讀いたさせます。

〔參事朗讀〕

- | | | |
|-------------|--------|--------|
| 水害地緊急対策特別委員 | 秋山俊一郎君 | 小野 義夫君 |
| | 鈴木 幸弘君 | 西郷吉之助君 |
| | 重政 廣徳君 | 高野 一夫君 |
| | 谷口弥三郎君 | 藤野 繁雄君 |
| | 松岡 平市君 | 河野 謙三君 |
| | 島村 軍次君 | 野田 俊作君 |
| | 林 了君 | 三浦 辰雄君 |
| | 阿具根 登君 | 安部キミ子君 |
| | 矢嶋 三義君 | 吉田 法晴君 |
| | 小松 正雄君 | 松浦 清一君 |
| | 山下 義智君 | 寺本 廣作君 |
| | 松浦 定義君 | 加瀬 完君 |
| | 鈴木 強平君 | |

○議長(河井彌八君) 議事の都合によ
り、これにて暫時休憩いたします。

午後三時二十三分休憩

午後九時六分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続
き、これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。一松定吉
君から、裁判官彈劾裁判所裁判員を辞
任したい旨の申出がございま
した。これを許可することに御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。よつて許可することに決しま
した。

○議長(河井彌八君) つきましては、
この際、日程に追加して、裁判官彈劾
裁判所裁判員の選挙を行いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。

○石村幸作君 裁判官彈劾裁判所裁判
員の選挙は、成規の手続を省略いたし
まして、議長において指名せられんこ
との動議を提出いたします。

昭和二十八年六月三十日 参議院公議録第十六号 議事日程追加の件 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案

○菊川孝夫君 私は只今の石村幸作君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 石村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に堀木謙三君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 参事に報告いたします。

〔参事朗読〕

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案

本日委員長から左の報告書を提出した。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案

可決報告書

昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第2号)可決報告書

昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第2号)可決報告書

昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算補正(機第2号)可決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月三十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律

(貸付金債権の取得の認可に関する特例)

第一条 国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(外国政府が半額以上出資して設立した金融機関であつて政令で定めるものをいう。以下「国際復興開発銀行等」という)が、貸付金債権とその果実又は元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとするものを取得しようとする場合において、その貸付を受けようとする者が主務大臣の認可を受けたときは、外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)第十三条第一項の規定により国際復興開発銀行等が当該貸付金債権の取得について認可を受けたものとみなす。

2 前項の規定による認可の手続及び認可に関する事務その他同項の認可に関しては、これを外資に関する法律第十三条第一項の認可とみなして、同法の規定を適用する。

(日本開発銀行又は日本輸出入銀行の外貨債務の保証)

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその国際復興開発銀行等からの資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができる。

(日本開発銀行又は日本輸出入銀行の債券の発行)

第三条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行は、その国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基き債券を引き渡す必要があるときは、政令で定めるところにより、その借入金額を限り債券を発行することができる。

2 外資に関する法律第三条に規定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(外国為替及び外国貿易管理法の適用)

第十九条の二 日本開発銀行は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。

附則第十八項中「他の法令」を「第十九条の二に規定する場合を除き、他の法令」に改める。

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今議題となりました国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近、外貨資金の導入につきまして、電力設備合理化のための資金の借入が期待せられるに至りましたので、

本案は、国際復興開発銀行等からの外資の受入を促進するために関係諸法律の特例規定を設けようとするものであります。

次に、その内容を申し上げますと、第一に、国際復興開発銀行又は外国政府金融機関から外資を受入れようとする場合に、当該貸付を受けようとする者が主務大臣の認可を受けたときは、その認可を以て外資に関する法律の規定による認可を受けたものとみなし、国際復興開発銀行等に対する元利金の支払の場合における外貨送金を保証しようとするものであります。第二に、政府は日本開発銀行又は日本輸出入銀行の国際復興開発銀行等からの資金の借入契約に基づく外貨債務について、予算に定めるところにより保証契約をすることができるとし、第三に、日本開発銀行又は日本輸出入銀行が国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき債券を引渡す必要があるときは、当該借入額を限度として債券を発行することができることとし、第四に、政府は、世界銀行との交渉を行なつて具体的な内容についての質問に対しては、中部、関西、九州の三電力会社が使用する火力発電設備資金として四千九十余万ドルの借入れが近く実現される見込であるとの答弁がありました。又、水力発電設備資金一億二千余万ドルの導入の見通しについての質問に対しては、現在折衝中であるが、今後極力努力して融資の実現を図るつもりであるとの答弁がありました。又、外資の導入が実現した暁には、政府はこれに依つて国内開発資金を中小企業及び農林漁業方面にも廻すべきでないかとの質疑に対しては、政府より、でき得る限りその方針で努力するとの答弁がありました。その他の詳細は速記録によつて御承知願います。

本案の審議に当りましては、日本開

昭和二十八年六月三十日 参議院会議録第十六号 議事日程追加の件 昭和二十八年六月二十八日 一般会計暫定予算補正(第二号)外二件

発銀行の小林総裁及び中山理事並びに日本輸出入銀行の山際副総裁の三君を参考人として出席を求め、最近における日本開発銀行及び日本輸出入銀行の業務内容及び国際復興開発銀行よりの外資導入の交渉経過等について実情を聴取する等、慎重に審議いたしましたのでありますが、そのうち質疑の主なるものを申し上げますと、現在、世界銀行との交渉を行なつて具体的な内容についての質問に対しては、中部、関西、九州の三電力会社が使用する火力発電設備資金として四千九十余万ドルの借入れが近く実現される見込であるとの答弁がありました。又、水力発電設備資金一億二千余万ドルの導入の見通しについての質問に対しては、現在折衝中であるが、今後極力努力して融資の実現を図るつもりであるとの答弁がありました。又、外資の導入が実現した暁には、政府はこれに依つて国内開発資金を中小企業及び農林漁業方面にも廻すべきでないかとの質疑に対しては、政府より、でき得る限りその方針で努力するとの答弁がありました。その他の詳細は速記録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、野澤委員より、「外資導入資金が兵器生産に使われるのではないかと見る向きもあるが、政府の説明によつてその懸念がないことが明らかとなつたのはよろしいが、なお大企業の方に偏することなく、農林漁業並びに中小企業に対する融資を強化する必要がある。而して政府より将来その趣旨に即つて努力する旨の答弁があつたので、これを期待して本案に賛成する」との意見が述べられ、次いで小林委員より、「外資導入に対する政府保証の必要はかねてより自分の主張したところである。而して本案は、将来の外資がジョシヨンの正常化の道を開くと共に、なかならず安い金利の外貨を利用する長所があるのであるから、政府においては電力料金の引下げに努力すべきである」との希望を付して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。追加して、
○議長(河井彌八君) この際、日程に
昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第二号)
昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)
昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算補正(機第二号)
以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君
昭和二十八年六月二十七日

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算補正(機第二号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君
昭和二十八年六月二十七日

八年度政府関係機関暫定予算補正(機第2号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、去る十三日、本国会に提出せられ、目下衆議院において審議中の昭和二十八年年度予算が成立いたしましたまでの暫定措置として、七月分に必要なる経費を、今までの暫定予算には追加いたしまして、暫定予算補正第2号として提出されたものでございます。この七月分暫定予算は、昭和二十八年年度予算を基礎として編成されたものであります。四月乃至六月分の暫定予算とは、やや趣を異にしておる次第であります。即ち、暫定予算の性質上、新規事業のうち後年度に相当な財政負担を及ぼすような大規模な事業に対する経費は計上を見合せてありますけれども、その他の経常的経費につきましては、本予算計上額の月割一カ月分を計上し、又、本予算において七月分より実施を予定しております新規事業及び単価の改訂につきましては、原則としてこれを繰り込むこととしてあるのであります。要するに、暫定予算の域を

脱しない限度を旨としつつ、而もでき得る限り本予算の趣旨を繰り込むという方針の下に編成されたものであります。かくて七月分の暫定予算一般会計において、歳入一千四億五千八百余万円、歳出九百六十七億八千四百余万円であります。その内容につきましては、只今申し上げましたように、歳出は原則として本予算計上額の月割一カ月分を計上いたしておるのでありますが、公共事業費、食糧増産対策費、住宅対策費等で、従来より継続の事業費につきましては、事業施行の时期的關係を考慮して、その促進を確保するに必要なる額を計上すると共に、新規事業についても、急務を要するもの又は时期的的關係あるもの等は七月中に必要とする金額を計上しておる点が、従来と異なる特徴となつておるのであります。特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計と同様、二十八年年度本予算を基礎として七月分の所要額を計上いたしておるのであります。さて、本案の審査に当りましては、六月二十三日に予備審査を開始したのでありますが、政府側の出席の都合を考慮し、衆議院よりの送付を待つて、

二十九日及び三十日の兩日、総理大臣並びに關係各大臣の出席を求めて審査を行なつたのであります。委員会における質疑応答は国政全般に亘つておりますが、ここにはそのうち特に重要と思われる若干の問題について、その要旨を御報告することにとどめたいと思ひます。先ず第一は外交關係であります。即ち、「フィリピン政府の今回我が戦犯者に対したられた措置について政府として何らかの謝意を表すべきであると思ふがどうか。朝鮮休戦によるアジアの平和復興は世界の望むところであると思ふが、日本は、いつまでもアメリカの外交方針に追隨することをせず、朝鮮和平の急速なる成立について、更に進んで諸国軍隊のアジアからの撤兵や中共の国連加入促進について、政府の意図を表明する意思はないか」との質疑に対しましては、「フィリピン政府の今回の措置には政府は深く感謝しておるが、国会でも十分に謝意を披瀝してもらいたい。朝鮮における和平の成立につき、我が国が強くこれを希望しておることは世界もよく承知しておるので、特に声明する必要は認めない。

中共の国連加入問題は關係国間で検討され、目下微妙な關係にあるし、日本自体が未だ国連加入を許されておらぬので、日本として促進の手段がない」旨の答弁がありました。又、「東南アジアの貿易や東南アジアとの経済協力が強調されているが、中共との貿易を拡大することなしにはアジア貿易は考えられないこと、東南アジア各国における華僑の動向を正しくつかむこと」が、この方面の貿易拡大に重要な關係があると思わぬか。経済外交には、在来の外交官のみでなく、民間経済人や技術者を起用したり、経済アタッシェを置くつもりはないか」との質疑に対し、「東南アジアとの提携については、経済侵略の印象を与えないよう慎重なる注意を払う。又、経済外交の方面については種々努力している」との答弁がありました。

「安保条約に基く自衛力漸増計画については、今まで国民に何ら具体的な案が示されていなかったたのであるが、過般、木村保安庁長官によつて具体案が用意されている事実が明らかとなつた。政府は速やかにこれを発表する考へはないか。又、MSA援助について、政府はアメリカ側と折衝をしないと言つていたが、非公式に交渉をしているではないか」との質疑に対し、政府側から、「保安庁長官が所管事務について研究をし、意見を述べることがあるのは当然であるが、それは閣議の決定を経ない限り政府の政策ではない。自衛力漸増について政府が如何なる計画を持つてゐるかは、予算に現われている通りである。又、MSAについては、外務省としては従来研究はしておつたが、交渉をしたことはい」との答弁がありました。次に経済問題について、「最近の経済情勢の悪化、特に本邦品の割高による輸出不振に対処する政府の施策については、三百六十円の円為替レートを以て果して輸出競争に堪えるかどうか。輸出増進政策が国内で物価を吊り上げ、海外にダンピングを行なつたり、労働者の犠牲の上に行われるのではないか」との質疑がありました。政府は、「朝鮮事変の勃発により我が国の産業がなすべき産業合理化を怠つていたので、これが促進に努め、電源その他の資源開発を行い、経済基盤の強化とコストの引下げに努力してい

る。輸出はポンド圓貿易が後半からややよくなる予定であること、輸出促進を勤労者の犠牲の上に行うつもりはない」という答弁がありました。更に、今回の暫定予算総則に盛り込まれている世界銀行よりの借款に関連して、「発電機械や土木機械のごとき、国内でも生産可能のものを強いて外債により購入するのは、経済自立を図るといふ政府の根本政策と矛盾しないか。なお、このような重大な政策的意味のあるものを何故暫定予算に入れねばならないか」という質疑がありましたに對し、「日本開港銀行が世界銀行から借入れる外債の政府元利保証については、別に法律案を国会に提出しており、この交渉が七月中に成立する見通しであること、世界銀行からの外債による分は、日本で生産したことのない高性能の発電機械であり、二十五年という長期資金で、日本経済の自立に役立つと思われる」旨の答弁がありました。

次に農業問題ですが、「最近における關米高騰の原因並びに対策はどうか。早場米奨励金を打切るといふ噂が流布されているが真相はどうか。今回の表価決定は、事実上、麦の二重価格制を認めたことであり、政策上の大転換を行なつたものと思ふが、政府の所見はどうか」等の質疑に對しまして、政府側より「關米高騰の原因については目下調査中である。対策として、繰上げ配給については只今のところ考へていないが、また精麦は必要に應じて適當な措置をとりたい。早場米奨励金は統制を繼續する限りこれを打切る考へはない。今回の表価については、見方によつては二重価格制と言ひかも知れないが、麦には統制がなく、その価格は自由になつているので、いわゆる二重価格ではない」といふ答弁がありました。

又、「今回の西日本の大水害については政府の対策並びにその予算措置はどうなつているか」といふ質疑に對しまして、政府側から「取りあへず実情を調査し、適當な対策を立てるため、大野國務相を現地に派遣し、現地で応急措置のできるものは速やかに実行に移す考へである。災害対策予備費は、今回の七月分暫定予算に計上した十五億圓を含めると、未使用残額が二十五億圓ほどあり、差当り直轄河川の決壊堤防せきとめのため六億圓を支出してもなお十八、九億圓の残りがあつた。二十八年度予算には、暫定予算に計上済みの三十億圓を含め百億圓の災害対策予備費が計上されているので、一応は賄ひ得ると思ふ。なお、「このような当面の応急な対策とは別に、根本対策については如何に考へているか。災害が未処理のまま累積され、その復旧が遅々として進まない現状に鑑み、災害を未然に防止するため、たとへば防衛費を」と題にしても、災害防除、国土保全のための経費を増額すべきではないか」との質疑に對し、政府側から「二十八年度予算に計上した公共事業費は今までに曾つてない巨額のもので、これで十分とは言えないとしても、資金の効率的使用の面からすればこのくらいが適當と思ふ。又、保安庁経費等はこれ以上削減の余地はない」といふ答弁がありました。

最後に森委員から、公務員の夏季手当増額の問題につきまして、人事院勧告が十分に採用されていないことや、号俸区分が均衡を失っているのでは正すべしとする我々の要請が不問に付されていることや、最近の一般的な経済事情及び民間給与との関連等から見て、何らかの考慮が必要と思ふ。大蔵大臣は、六月分暫定予算の際には憲と考慮すると答弁され、昨日は本當に考慮すると答弁されているが、察するに、昨日の答弁は、最近の機会において増額支給するように取計らうの意味と理解するが、重ねて大臣の所見を明確にいたしておきたいとの質疑に對し、大蔵大臣から、重ねての質疑の御趣旨もあるので善処することといたしましたといふ答弁がありました。なお、湯山、松澤両委員からも関連質問がありました。大蔵大臣から右と同様の答弁がありました。又、諸方國務大臣からも大蔵大臣と同趣旨の答弁がありました。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、先ず、小林委員から日本社会党第四控室を代表して、防衛関係費が計上されておること、凍結並びに風水害対策経費が不十分であること、公務員の夏季手当増額を繰り込んでいないこと等を理由として反対、高橋委員から自由党を代表して、各項目ともいづれも緊急止むを得ない経費のみであるとして賛成、加藤委員から日本社会党第二控室を代表して、本予算には、西日本災害対策費、夏季手当増額等、緊急な経費の計上に何ら見るべきものがない半面、再軍備的性格を持つておるとの理由で反対、森委員から緑風会を代表して、予算執行に當り災害応急対策の実を速やかに挙げるべく最善の努力を払うよう希望を付して賛成、無所属クラブの木村委員から、本暫定予算は二十八年度予算の一部であるから、本予算と切り離してこれだけを承認することはできない、世界銀行からの外貨導入は、その性質上暫定予算に繰り込むべきではない、夏季手当については驚と考慮するとの言明があつたのにもかわらず、誠意が認められない等の理由で反対、堀木委員から改進黨を代表して、おおむね適當な暫定予算と認められるので、将来に對する我が党の態度を拘束するものではないとの留保を付して賛成、最後に、純無所属クラブの三浦委員から、現在の國政運用上必要なる最小限度のものであるとの理由で賛成の旨を述べられました。かくて討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託せられました昭和二十八年度暫定予算補正第二号三案は、多数を以て可決すべきものと決定いたしました。詳細は速記録によつて御承知を願います。

昭和二十八年六月三十日 參議院會議録第十六号 昭和二十八年年度一般會計暫定予算補正(第二号)外二件

昭和二十八年六月三十日 參議院會議録第十六号 昭和二十八年年度一般會計暫定予算(第2号)外二件

以上御報告を申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

(拍手)

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時三十一分散会

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 國務大臣の演説に關する件(第三日)

一、日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、郵便法の一部を改正する法律案

一、皇室經濟法の一部を改正する法律案

一、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

一、特別委員会設置の件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員辭任の件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員の選舉

一、國際復興開發銀行からの外資の受入に關する特別措置に關する法律案

一、昭和二十八年年度一般會計暫定予算補正(第2号)

一、昭和二十八年年度特別會計暫定予算補正(特第2号)

一、昭和二十八年年度政府關係機關暫定予算補正(機第2号)

出席者は左の通り。

議長	河井 彌八君	村上 義一君	宮城タマヨ君	津島 壽一君	大連 茂雄君	重盛 壽治君	江田 三郎君
副議長	重宗 雄三君	前田 穰君	廣瀬 久忠君	青木 一男君	愛知 揆一君	小林 孝平君	久保 等君
議員		林 了君	早川 慎一君	古池 信三君	榎原 亨君	田畑 金光君	松澤 榮人君
河野 謙三君	佐藤 尙武君	野田 俊作君	西田 隆男君	大谷 實雄君	宮澤 喜一君	森崎 隆君	安部キミ子君
高良 とみ君	小林 武治君	中山 嗣藏君	豊田 雅孝君	高橋 衛君	横山 フク君	岡田 宗司君	山口 重彦君
小林 政夫君	楠見 義男君	常岡 一郎君	土田国太郎君	西岡 ハル君	重政 庸徳君	堂森 芳夫君	中田 吉雄君
岸 良一君	北 勝太郎君	田村 文吉君	館 哲二君	小澤久太郎君	鹿島守之助君	藤原 道子君	菊川 孝夫君
上林 忠次君	片柳 眞吉君	竹下 豊次君	高橋 道男君	木内 四郎君	藤野 繁雄君	若木 勝藏君	山田 節男君
梶原 茂嘉君	柏木 康治君	高瀬 庄太郎君	高木 正夫君	近藤 信一君	石村 幸作君	東 隆君	三橋八次郎君
加賀山之雄君	奥 むめお君	杉山 昌作君	新谷寅三郎君	青山 正一君	秋山俊一郎君	荒木正三郎君	羽生 三七君
井野 碩哉君	石黒 忠篤君	島村 軍次君	深水 六郎君	入交 太藏君	高橋進太郎君	千葉 信君	山下 義信君
飯島運次郎君	赤木 正雄君	横川 信夫君	雨森 常夫君	仁田 竹一君	松平 勇雄君	加藤シヅエ君	市川 房枝君
森田 義衛君	森 八三一君	安井 謙君	伊能 芳雄君	加藤 武健君	上原 正吉君	須藤 五郎君	戸叶 武君
		青柳 秀夫君	西川弥平治君	郡 祐一君	山本 米治君	木島 虎藏君	木村篤太郎君
		石井 桂君	井上 清一君	西川 莚五郎君	小野 義夫君	白川 一雄君	赤松 竜子君
		岡根 久藏君	川口爲之助君	徳川 頼貞君	藤田 進君	最上 英子君	三浦 義男君
		吉田 萬次君	酒井 利雄君	平井 太郎君	白波瀧米吉君	三好 英之君	鈴木 彌平君
		佐藤清一郎君	宮本 邦彦君	池田宇右衛門君	島津 忠彦君	松永 義雄君	深川タマエ君
		長島 銀藏君	滝井治三郎君	大和 與一君	湯山 勇君	武藤 常介君	寺本 廣作君
		田中 啓一君	大矢半次郎君	松野 鶴平君	小林 英三君	平林 太一君	八木 秀次君
		岡崎 眞一君	松本 昇君	草葉 隆圓君	泉山 三六君	村尾 重雄君	紅露 みつ君
		石原幹市郎君	植竹 春彦君	黒川 武雄君	栗山 良夫君	八木 幸吉君	有馬 英二君
		岡田 信次君	大谷 豊潤君	秋山 長造君	阿具根 登君	堀木 鎌三君	菊田 七平君
		一松 政二君	西郷吉之助君	永井純一郎君	小松 正雄君	長谷部ひろ君	木村鶴八郎君
		中川 幸平君	寺尾 豊君	河合 義一君	岡 三郎君	上條 愛一君	松浦 清一君
		左藤 義詮君	中山 壽彦君	龜田 得治君	清澤 俊英君	棚橋 小虎君	鶴見 祐輔君
		中川 以良君	山縣 勝見君	小林 亦治君	森下 政一君	一松 定吉君	松原 一彦君
		吉野 信次君	大屋 晋三君	小酒井義男君	佐多 忠隆君	堀 眞琴君	

國務大臣

內閣總理大臣

吉田 茂君

法務大臣

犬養 健君

外務大臣

岡崎 勝男君

大藏大臣

小笠原三九郎君

文部大臣

大達 茂雄君

厚生大臣

山縣 勝見君

農林大臣

保利 茂君

郵政大臣

塚田十一郎君

労働大臣

小坂善太郎君

國務大臣

緒方 竹虎君

國務大臣

大野木秀次郎君

國務大臣

木村篤太郎君

政府委員

內閣官房長官

福永 健司君

外務大臣官房長

大江 晃君

大藏省主計局長

河野 一之君

通商産業政務次官

古池 信三君

通商産業省
企業局長

中野 哲夫君

郵政政務次官

飯塚 定輔君

昭和二十八年六月三十日 參議院會議錄第十六号

昭和二十八年六月三十日 参議院會議録第十六号

一七〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部

十五円
(送料別)

発行所

東京区新橋区本町一丁目一五
大蔵省印刷局
電話九段區一〇〇〇
郵便東京一九〇〇